

徳島県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和三年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
四三八号	美馬市美馬町字横尾二五番二九地先から 同 字中横尾一 四番一〇地先まで	二七九・〇	令和三年三月十二日